

京 都 大 学 国 際 交 流 推 進 機 構 日 本 語 研 修 生 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 8 本要項に違背した者又は疾病<u>その他の事故</u>により研修の見込がない者に対しては、国際交流推進機構長が第4の許可を取り消すことがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 8 本要項に違背した者又は疾病<u>その他の事由</u>により研修の見込がない者に対しては、国際交流推進機構長が第4の許可を取り消すことがある。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成26年4月1日から実施する。</p>